

平成15年10月3日

男女が共に輝く岡山づくり —多様な生き方が尊重される男女共同参画社会を目指して—

岡山県副知事 大西 珠 枝

I 男女共同参画への歩み

1. 法の下での平等

◆明治～戦前の女性の地位

- ・選挙権なし
- ・民法上無能力者—「家」制度の下、戸主に従う
- ・高等教育受けられず

◆戦後、法の下での男女平等＝日本国憲法14条「性別によって差別されない」

- ・婦人参政権
- ・民法改正、「家」制度なくなる、夫婦は同等の権利を有する
- ・高等教育を含めて、男女共学、教育の機会均等

2. 実態として残された課題＝固定的性別役割分担

- ・高度経済成長期に経済効率性を追求し、固定的性別役割分担形成
—「男は仕事、女は家庭」→企業戦士と専業主婦
- ・働く男性が妻子を養う形の、男性中心・世帯単位の雇用慣行が確立

3. 国際的動向

- 1975(昭和50) 国連による「国際婦人年～平等、発展、平和～」
- ・途上国も先進国も～女性は半天を支える
 - ・日本では総理府に婦人問題企画室、婦人問題企画推進本部できる
- 1977(昭和52) 日本の国内行動計画策定→地方自治体にも婦人問題担当できる
- 1979(昭和54) 国連総会において女子差別撤廃条約採択
- 1985(昭和60) 日本、女子差別撤廃条約批准
- ← 国内法の整備必要
- | | |
|------------------------------|---|
| 「グローバルスタンダード」による日本の思いこみのチェック | ①国籍法改正(父系主義から両性主義へ)
②雇用機会均等法制定…'86(昭和61)施行
③高校家庭科男女必修
の改正約束……………'92(平成4)実施 |
|------------------------------|---|
- 1995(平成7) 第4回世界女性会議(北京会議)における宣言、行動綱領採択
—政府間会議+NGOフォーラム→GOとNGOのパートナーシップ
—日本からNGOフォーラムに約5,000人参加(全体8,000人のうち)
- 2000(平成12) 国連特別総会「女性2000年会議」
—北京行動綱領のフォローアップ—

4. 「男女共同参画」のスタート

- 1990(平成2) バブル崩壊
少子・高齢化の進展～1.57ショック(平成元年の合計特殊出生率)
- 1994(平成6) 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置
—「男女共同参画」の文言の登場!—
- 1996(平成8) 政府が「男女共同参画2000年プラン」策定
- 1999(平成11) 男女共同参画社会基本法公布・施行
→地方自治体における男女共同参画行政の確立
- 2000(平成12)12.12 男女共同参画基本計画閣議決定
- 2001(平成13)1.6 中央省庁改革により内閣府に男女共同参画会議
男女共同参画局設置

II 行政課題としての男女共同参画

1. 男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会 (男女共同参画社会基本法第2条)

= 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

2. 男女共同参画社会の実現の必要性

◆「男女の人権の尊重」が基本…人権課題としての位置づけ

◆我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応するため(マクロの視点)
～少子高齢化、産業構造の変化等～

→ 労働力不足への対応～M字カーブの解消 cf.女性の年齢別の労働力率の国際比較
【資料2】

→ 意欲と能力のある女性が活躍できる社会経済の構造改革
cf.大学等進学率：女子52.7% 男子43.9%(平成13年度)

→ 少子化の阻止～出生率アップ
・子どもをすこやかに生み育てる環境づくり cf.女性の労働力率と出生率の国際比較
【資料3】

→ 将来の年金、保険制度の維持 → 働く男性中心の世帯単位から個人単位へ

◆個人の多様な生き方の実現のために(ミクロの視点)

⇒ 「男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」
(男女共同参画社会基本法 前文)

3. 男女共同参画社会基本法の基本理念

第3条 男女の人権の尊重

- 第4条 社会における制度又は慣行についての配慮
- 第5条 政策等の立案及び決定への共同参画
- 第6条 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 第7条 国際的協調

(具体的施策)

◆男女の人権の尊重

- ・セクシャル・ハラスメントへの対応
- ・ドメスティック・バイオレンスへの対応
- DV防止法の制定(2001(平成13))

◆社会における制度又は慣行についての配慮

- ・男女雇用機会均等法
- ・年金や健康保険制度～世帯単位から個人単位へ

◆政策等の立案及び決定への共同参画

- ・政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す
～「上」への(垂直型)チャレンジ
- ・起業家・研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野へ新たな活躍の場を広げる
～「横」への(水平型)チャレンジ
- ・子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再」チャレンジ
cf.「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」
(平成15年4月 男女共同参画会議から総理大臣へ)
- ・社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が30%となることを目指す cf.GEM(ジェンダー・イノベーション指数)【資料4】

→ ポジティブアクション(積極的改善措置)の推進

◆家庭生活における活動と他の活動の両立

- ・育児休業等
- ・子育て支援策、保育所待機児童解消
- ・次世代育成支援対策推進法…事業者等に行動計画策定義務付け

⇒⇒ あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れていく

国の男女共同参画基本計画～都道府県男女共同参画計画
～市町村男女共同参画計画

4. 岡山県における取組

- 1999(平成11) 男女共同参画推進センター(愛称:ウィズセンター)設置(ドビル17F)
- 2001(平成13)3月 おかやまウィズプラン2.1 ←*政策分野別基本計画
 - ・県の審議会等の女性委員の割合 平成17年度末までに25%
(H14.4.1 20.2%→H15.4.1 22.1%) 平成22年度末までに30%
- 6月 岡山県男女共同参画の促進に関する条例制定(10月施行)
 - ・男女共同参画審議会-公募委員導入・男女いずれも4割以上
- 2002(平成14)4月 新世紀おかやま夢づくりプラン
「教育・人づくり分野」 ⑤男女が共に輝くおかやまづくり
 - ・管理職に占める女性の割合 現況5.5%→目標6.5%
(H14.4.1 5.9%)
- 11月 岡山県男女共同参画推進月間
 - ・男女共同参画社会づくり表彰…個人6人、2事業者
- 2002(平成14)12月 岡山県男女共同参画白書
- 2003(平成15)4月 岡山県職員新規採用者 165名 うち女性54名(32.7%)
課長級以上 677名 うち女性(7.5%)

*「政策分野別基本計画」

従来の「縦割り」の行政分野を束ねた総合計画ではなく、個別政策分野ごとに長期的な視野から課題を整理し、既存の組織部門ごとの「縦割り」を超えて、関係する分野をまとめて独自の政策体系でつくられる計画

5. 自らの意識の点検と人々の意識への働きかけ(啓発)

- ・「男は仕事、女は家庭」は、立て前としては減りつつあるが・・・
- ・家事責任を女性が担うことが多い(子育て・家事・介護の3K)
- ・「男性が中心、女性は補佐役」の意識からの脱皮
- ・まず、従来の手法・方式・慣行の見直し、気づき、思いこみのチェック

⇒⇒ *ジェンダーに敏感な視点をもつ

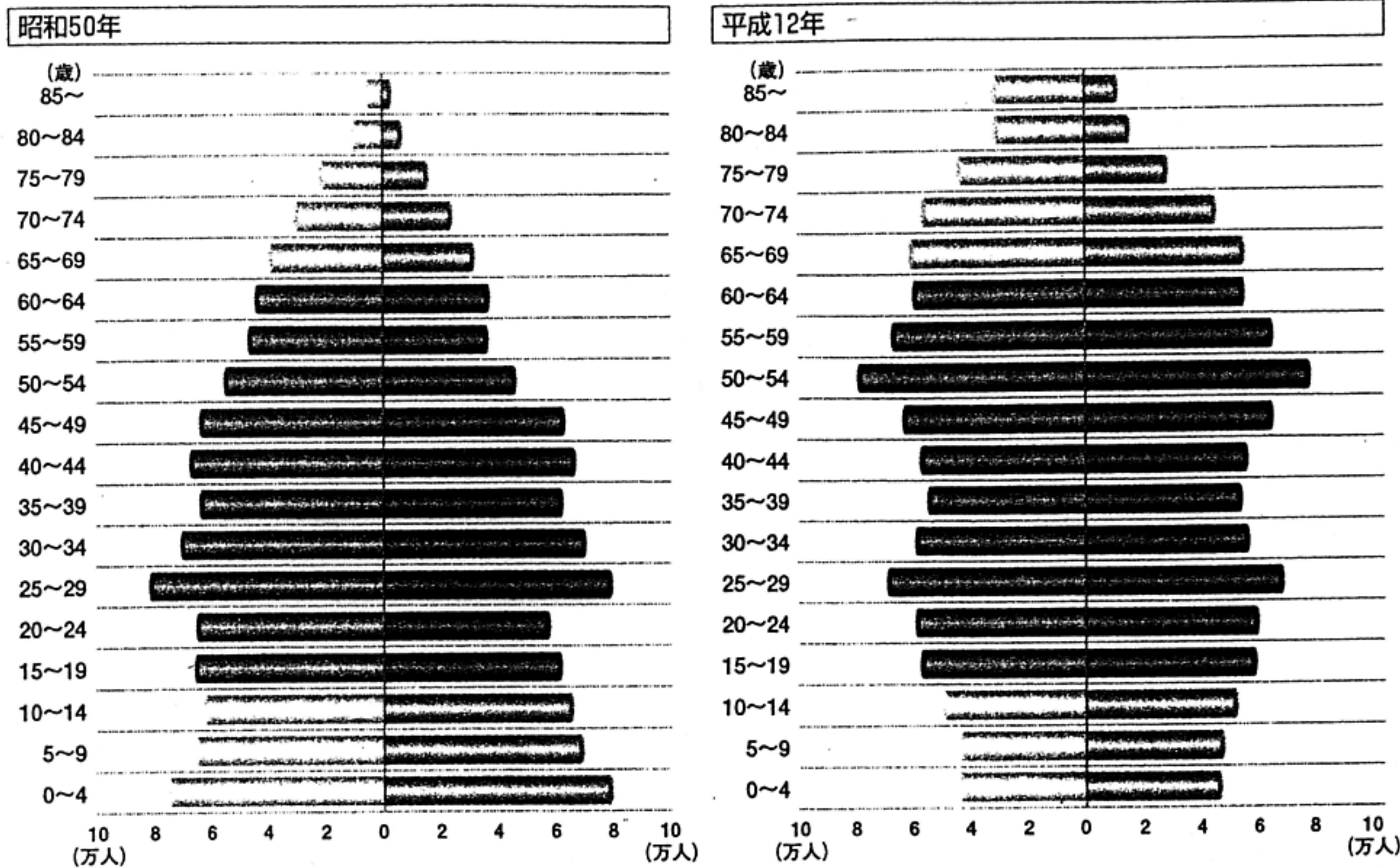
*「ジェンダー(gender)」

生まれる前に決定される生物学的な性の違いに対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中で、こうあるべきだとして身についた性別観念で、社会的・文化的に形成された性別といわれる。

【資料1】

人口と世帯について

年齢階級別人口分布(県)

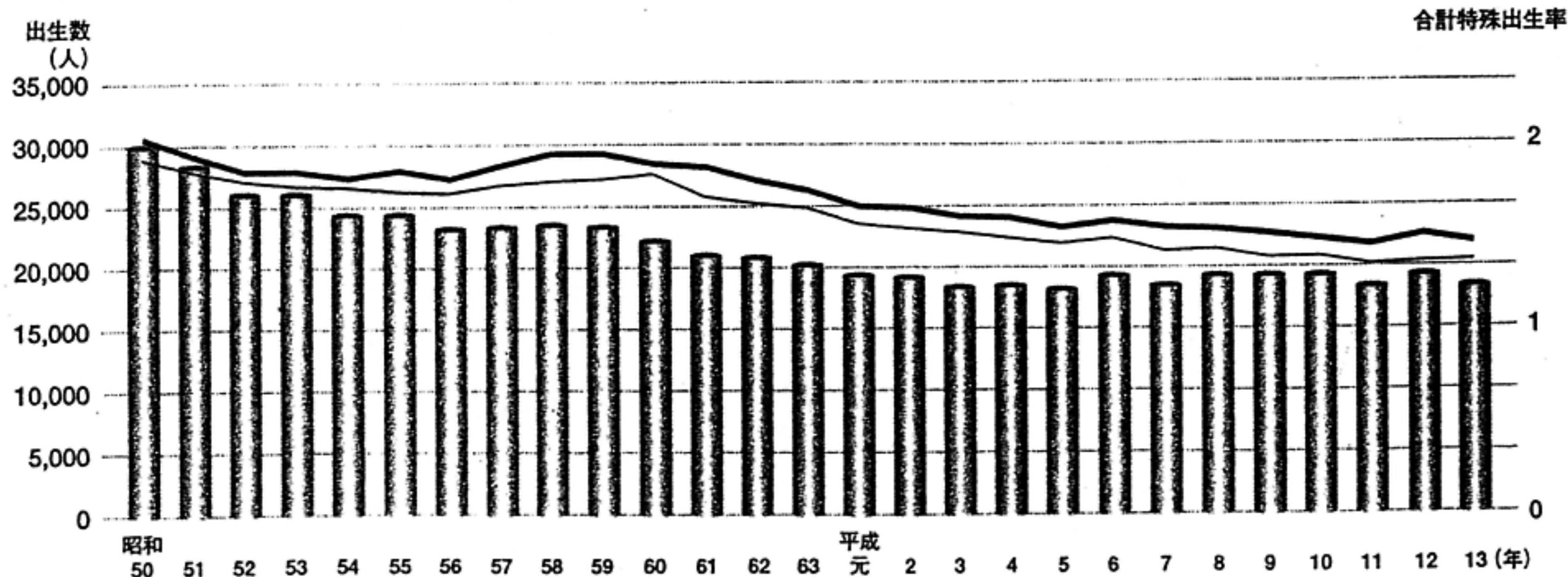


平成12(2000)年、県の年少人口は14.9%、生産年齢人口は64.9%、老年人口は20.2%である。昭和50(1975)年に比べ、年少人口は8.1ポイント、生産年齢人口は1.5ポイントそれぞれ減少、老年人口は9.5ポイント増加した。

(注)年少人口:15歳未満人口、生産年齢人口:15歳以上65歳未満人口、老年人口:65歳以上人口

総務省：国勢調査

出生数(県)及び合計特殊出生率(県・全国)



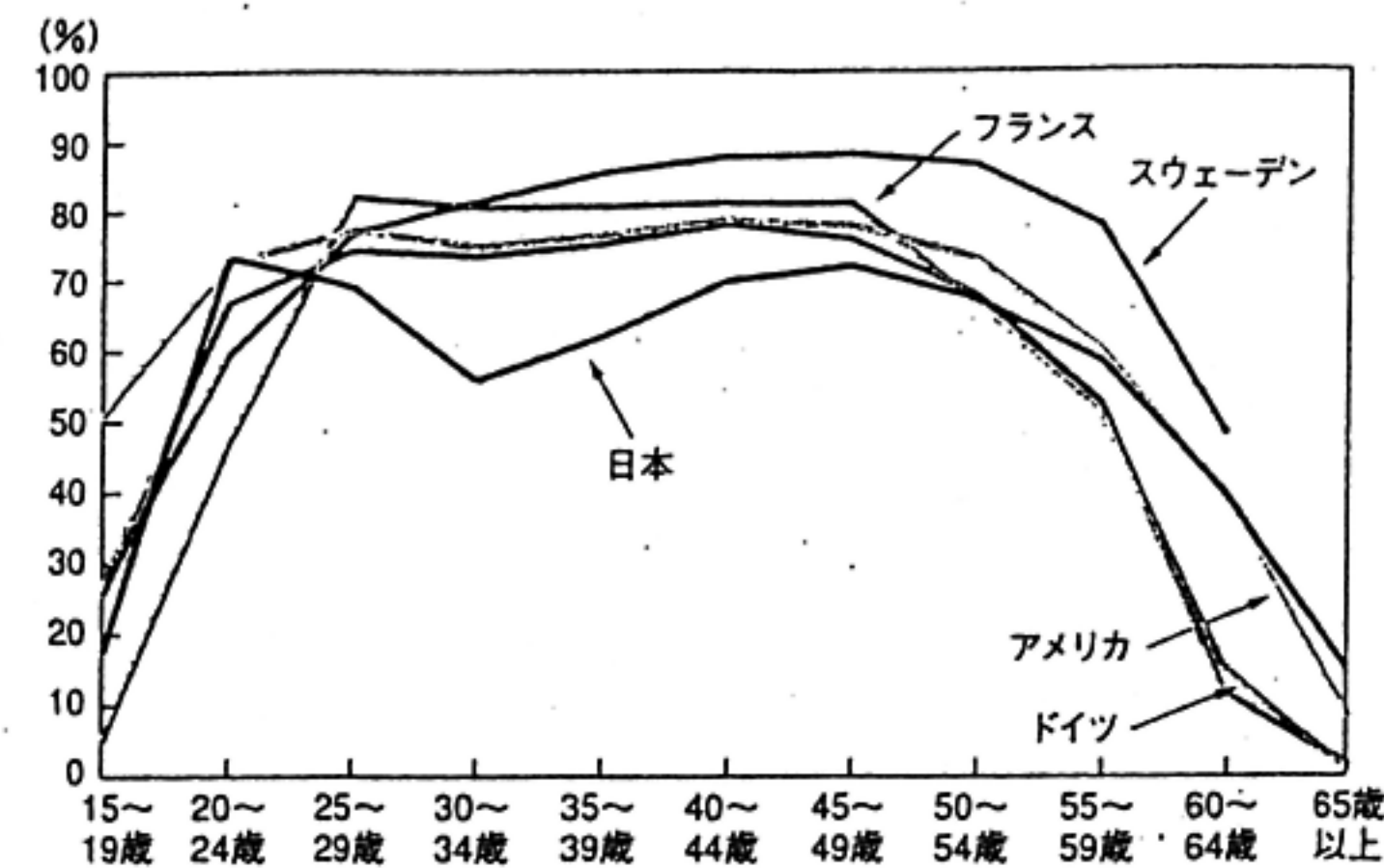
平成13(2001)年の本県の出生数は18,797人で、昭和40年代に比べ約6割に減少している。1人の女性が一生の間に産む子どもの数は、昭和51(1976)年、2人を下回ってからも減少を続けた。平成13(2001)年は1.46で前年の1.51より低下した。なお、全国平均(平成13(2001)年1.33、平成12(2000)年1.36)を上回っている。

(注)合計特殊出生率:1人の女性が一生の間に産む平均子ども数

厚生労働省：人口動態統計

【資料2】

●年齢階級別労働力率の国際比較

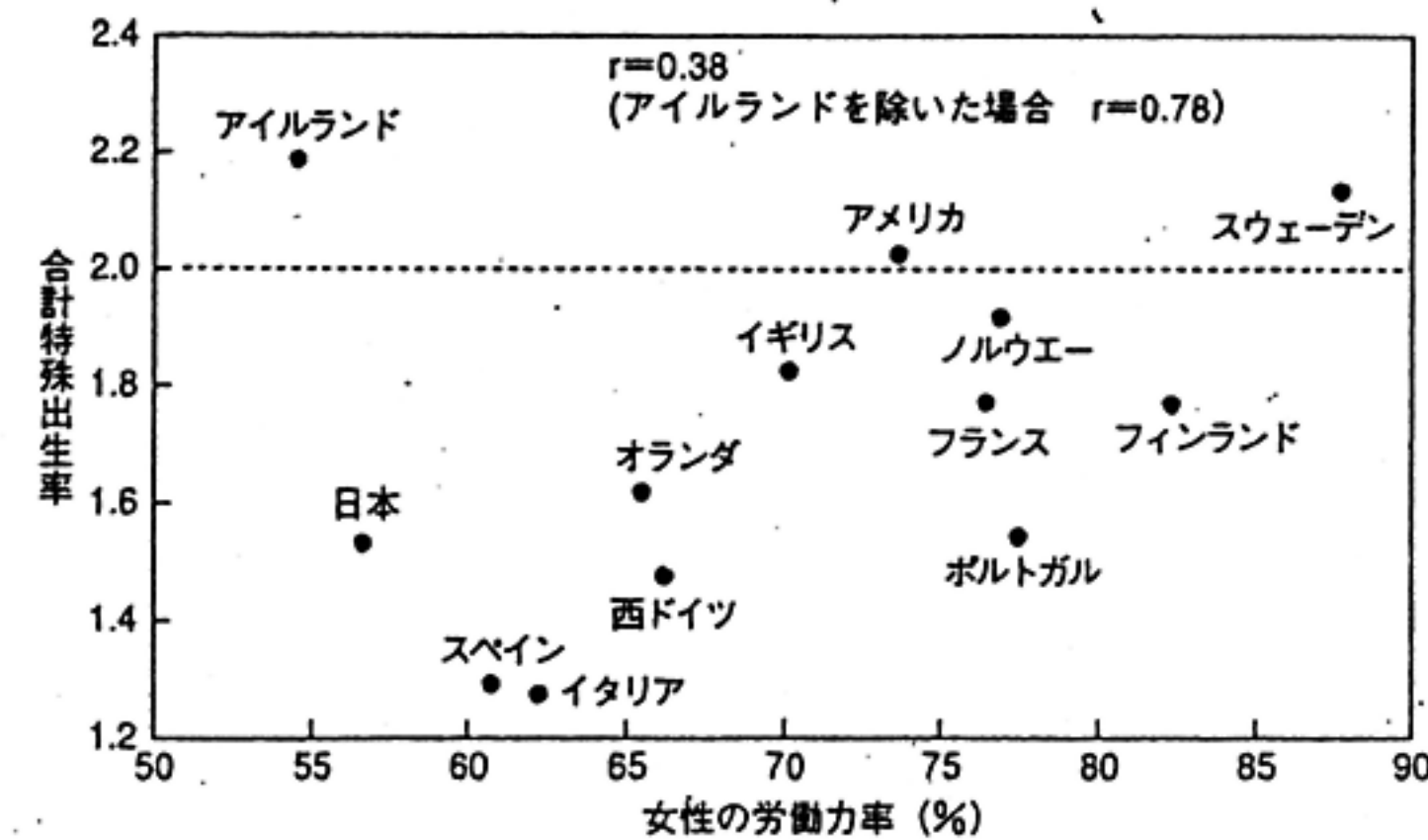


アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデンにおいては、年齢階級別労働力率がM字型になっていません。

- 注1:「労働力率」15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合
 - 注2:%の数字は、日本、フランスは1998年の、アメリカ、ドイツ、スウェーデンは1997年の女性の労働力率を表す。
 - 注3:アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15~19歳」の欄は、「16~19歳」として取り扱っている。
- 資料出所:ILO「Year Book of Labour Statistics」(1998年)
総務庁統計局「労働力調査」(平成10年)

【資料3】

●女性(25~34歳)の労働力率と出生率の国際比較



女性(25~34歳)の労働力率の高い国では、合計特殊出生率も比較的高くなっています。

- 注:「合計特殊出生率」1人の女性が生涯の間に産む子どもの数

資料出所:OECD, Labour Force Statistics, 1991.
出典:先進諸国の人口問題(阿藤誠編) 東京大学出版会 1996

【資料 4】

HDI

人間開発指数

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.942
2	スウェーデン	0.941
3	カナダ	0.940
4	ベルギー	0.939
5	オーストラリア	0.939
6	米国	0.939
7	アイスランド	0.936
8	オランダ	0.935
9	日本	0.933
10	フィンランド	0.930
11	スイス	0.928
12	フランス	0.928
13	英国	0.928
14	デンマーク	0.926
15	オーストリア	0.926
16	ルクセンブルグ	0.925
17	ドイツ	0.925
18	アイルランド	0.925
19	ニュージーランド	0.917
20	イタリア	0.913
21	スペイン	0.913
22	イスラエル	0.896
23	香港(中国)	0.888
24	ギリシャ	0.885
25	シンガポール	0.885
26	キプロス	0.883
27	韓国	0.882
28	ポルトガル	0.880
29	スロベニア	0.879
30	マルタ	0.875
31	バルバドス	0.871
32	ブルネイ	0.856
33	チェコ	0.849
34	アルゼンチン	0.844
35	ハンガリー	0.835
36	スロバキア	0.835
37	ポーランド	0.833
38	チリ	0.831
39	バーレーン	0.831
40	ウルグアイ	0.831
41	バハマ	0.826
42	エストニア	0.826
43	コスタリカ	0.820
44	セントクリストファー・ネイビス	0.814
45	クウェート	0.813
46	アラブ首長国連邦	0.812
47	セイシェル	0.811
48	クロアチア	0.809
49	リトアニア	0.808
50	トリニダード・トバゴ	0.805

GDI

ジェンダー開発指数

順位	国名	GDI値
1	オーストラリア	0.956
2	ベルギー	0.943
3	ノルウェー	0.941
4	スウェーデン	0.940
5	カナダ	0.938
6	米国	0.937
7	アイスランド	0.934
8	フィンランド	0.933
9	オランダ	0.933
10	英国	0.932
11	日本	0.927
12	フランス	0.926
13	デンマーク	0.925
14	スイス	0.923
15	オーストリア	0.921
16	ドイツ	0.920
17	アイルランド	0.917
18	ニュージーランド	0.915
19	ルクセンブルク	0.914
20	イタリア	0.907
21	スペイン	0.906
22	イスラエル	0.891
23	香港(中国)	0.886
24	シンガポール	0.880
25	ギリシャ	0.879
26	キプロス	0.879
27	スロベニア	0.877
28	ポルトガル	0.876
29	韓国	0.875
30	マルタ	0.860
31	ブルネイ	0.851
32	チェコ	0.846
33	アルゼンチン	0.836
34	スロバキア	0.833
35	ハンガリー	0.833
36	ポーランド	0.831
37	ウルグアイ	0.828
38	バハマ	0.825
39	チリ	0.824
40	バーレーン	0.822
41	コスタリカ	0.814
42	リトアニア	0.806
43	クロアチア	0.806
44	クウェート	0.804
45	トリニダード・トバゴ	0.798
46	ラトビア	0.798
47	アラブ首長国連邦	0.798
48	カタール	0.794
49	メキシコ	0.789
50	ベラルーシ	0.786

GEM

ジェンダー・エンパワーメント指数

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.837
2	アイスランド	0.833
3	スウェーデン	0.824
4	デンマーク	0.821
5	フィンランド	0.803
6	オランダ	0.781
7	カナダ	0.777
8	ドイツ	0.765
9	ニュージーランド	0.765
10	オーストラリア	0.759
11	米国	0.757
12	オーストリア	0.745
13	スイス	0.718
14	ベルギー	0.706
15	スペイン	0.702
16	英国	0.684
17	アイルランド	0.675
18	バルバドス	0.658
19	バハマ	0.652
20	ポルトガル	0.638
21	トリニダード・トバゴ	0.611
22	イスラエル	0.596
23	シンガポール	0.592
24	ポーランド	0.590
25	スロベニア	0.585
26	コスタリカ	0.579
27	エストニア	0.568
28	チェコ	0.560
29	スロバキア	0.545
30	ラトビア	0.539
31	イタリア	0.539
32	日本	0.527
33	クロアチア	0.527
34	キプロス	0.525
35	フィリピン	0.523
36	ウルグアイ	0.519
37	スリナム	0.518
38	メキシコ	0.517
39	ペルー	0.516
40	ドミニカ共和国	0.514
41	ギリシャ	0.512
42	コロンビア	0.509
43	マレーシア	0.505
44	ハンガリー	0.500
45	ベリーズ	0.499
46	エクアドル	0.484
47	リトアニア	0.483
48	パナマ	0.475
49	チリ	0.474
50	タイ	0.458

(注)

●HDI 人間開発指数

(Human Development Index)

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数である。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。

●GDI ジェンダー開発指数

(Gender-Related Development Index)

HDIと同じく基本的能力の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したもの。

HDIと同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差ペナルティーを割り引くことにより算出しており、「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と位置付けることができる。

なお、「ジェンダー」とは社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別であるセックスと区別して用いられる。

●GEM ジェンダー・エンパワーメント指数

(Gender Empowerment Measure)

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに焦点を当てている。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性割合、上級行政職・管理職に占める女性割合、国会議員に占める女性割合を用いて算出している。

なお、UNDPによると、1999年報告書よりデータの算出方法が変更になり、1998年以前の報告書に掲載されている値との比較はできなくなっている。

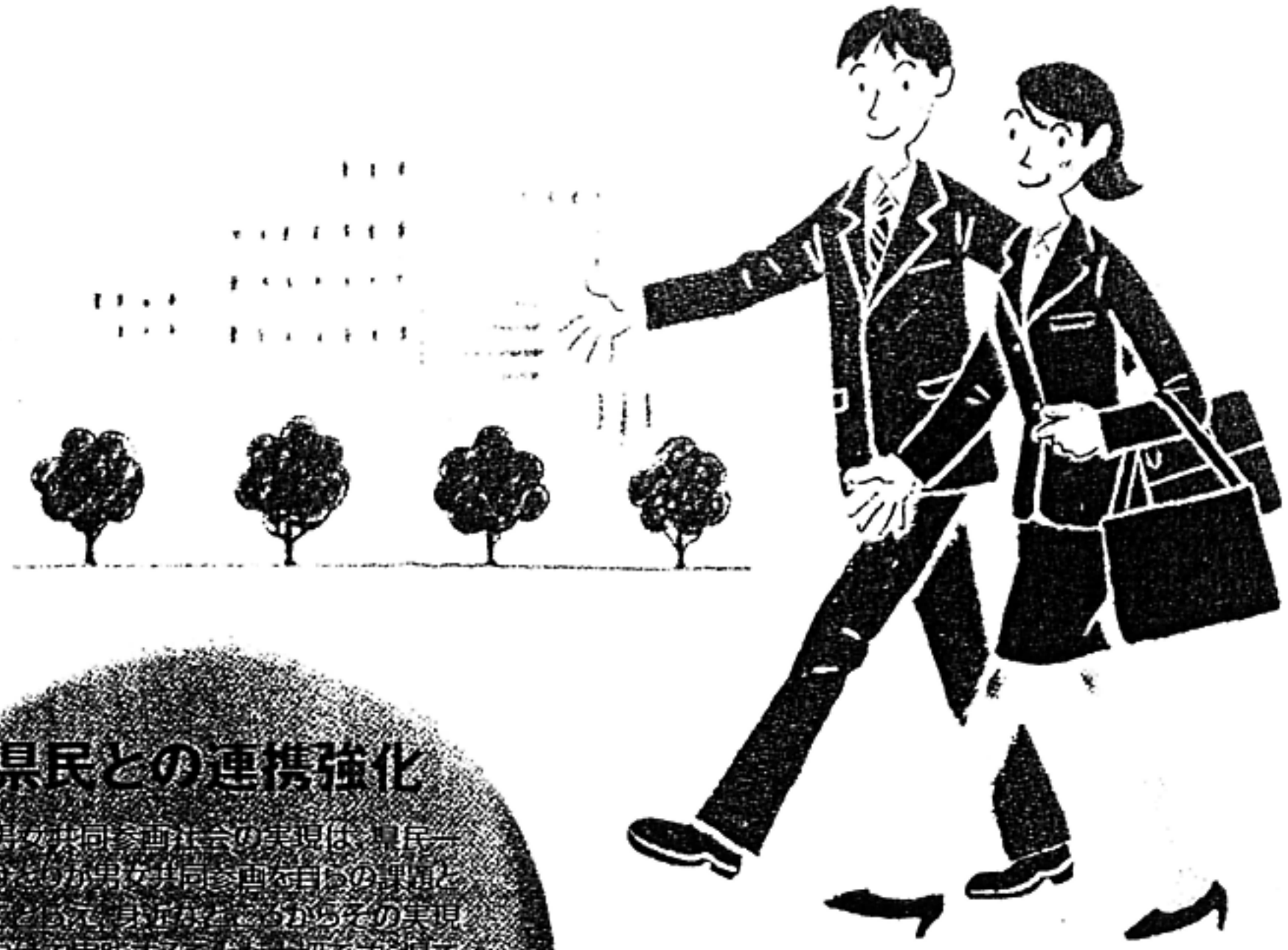
(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書」(2002年版) より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは173か国、GDIは146か国、GEMは66か国。



岡山県知事 石井 正弘

男女がともに輝くいいきいき社会おかやま

男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つを基本理念に掲げています。岡山県では、これらの理念を基本におき、本県の現状と課題を踏まえながら、「快適生活県おかやま」の形成に向けて、男女が性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる「男女がともに輝くいいきいき社会おかやま」としての男女共同参画社会実現をめざします。



21世紀を迎えた今日、少子・高齢化をはじめとする社会環境の変化に対応しながら、誰もが共に豊かで安心して暮らせる活力ある社会を築いていくことが重要な課題となっています。

なかでも、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現は、21世紀の発展をもたらす大きな鍵となるものです。

こうした中、岡山県では、今後5年間に於ける基本計画である「おかやまウィズプラン21」を策定いたしました。

この計画では、男女が性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性が十分発揮できる、「男女がともに輝くいいきいき社会おかやま」の実現を基本理念に、今後県が取り組むべき施策の方向を示し、総合かつ計画的に推進していくこととしています。

もとより、男女共同参画社会は、このような県の取組みだけで実現できるものではありません。皆様一人ひとりが自らの問題として認識し、行動していただき、その上で、県や市町村、企業や民間団体が相互に連携していくことが不可欠であります。

今後とも、県民の皆様には、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

基本的な視点

●男女の人権の尊重

男女共同参画社会は、男女が個人として尊重され、性別にとらわれず自らが主体的に生きることのできる社会です。一人ひとりの基本的人権が尊重され、性別にとらわれずに多様な生き方が選択できる環境づくりの推進が必要です。

●ジェンダーに敏感な視点からの見直し

男女のあり方は、社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー）に左右されることが多いのが実情です。性別役割分担は固定的なものではないとの認識のもとに、家庭・地域・職場・学校などあらゆる分野において、一人ひとりがジェンダーに敏感な視点に立ち、自分自身の生活や社会のさまざまな場面を見直していく必要があります。

●女性のエンパワーメントの促進

男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性があらゆる面で自立し、自らの意識と能力を高め、主体的に考え、行動し、政治・経済・社会のあらゆる分野に参画し力を発揮できる存在となるため、力をつけること（エンパワーメント）が必要です。

計画期間

平成13年（西暦2001年）度から平成17年（西暦2005年）度までの5年間とします。

県民との連携強化

男女共同参画社会の実現は、一人ひとりが男女共同参画を自らの課題として捉え、主体的に取り組むことによる。県民が主体的に主体的に参画するよう、地域のリーダーの育成や人材活動支援の提供、県民からの意見の反映を促すなど、県民と行政が一体となった取り組みを推進します。

市町村との連携強化

男女共同参画社会の実現を推進するためには、住民化として最も身近な市町村の果たすべき役割は極めて重要である。市町村との連携を強化するとともに、地域の実情に合った市町村の取組みに対して積極的に支援してまいります。

関係機関・民間団体・企業等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、関係機関・民間団体、企業等との連携・協力を促進することが必要です。男女共同参画社会づくりの初期段階から、関係機関・民間団体・企業等と連携し、課題を共有し、連携して取り組むことにより、男女共同参画社会の実現を図ります。

おかやまウィズプラン 21

計画の総合的な推進

男女共同参画の推進に関する条例の制定

「おかやまウィズプラン21」の施策を推進する上で、県民生活の向上と男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画の推進に関する条例を制定します。

県の推進体制の充実

男女共同参画推進にかかわる施策の推進を図るため、関係部局との連携・協力を促進するとともに、男女共同参画の推進に関する施策の推進体制を充実させます。



基本1 目標

男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される一方で、性別による固定的な役割分担意識は、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面に根強く残っています。このため、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しについての普及・啓発活動を推進していくとともに、人権尊重と男女平等を推進する教育・学習環境の充実を図っていきます。

重点目標

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 男女共同参画に関する意識調査・実態調査の定期的な実施

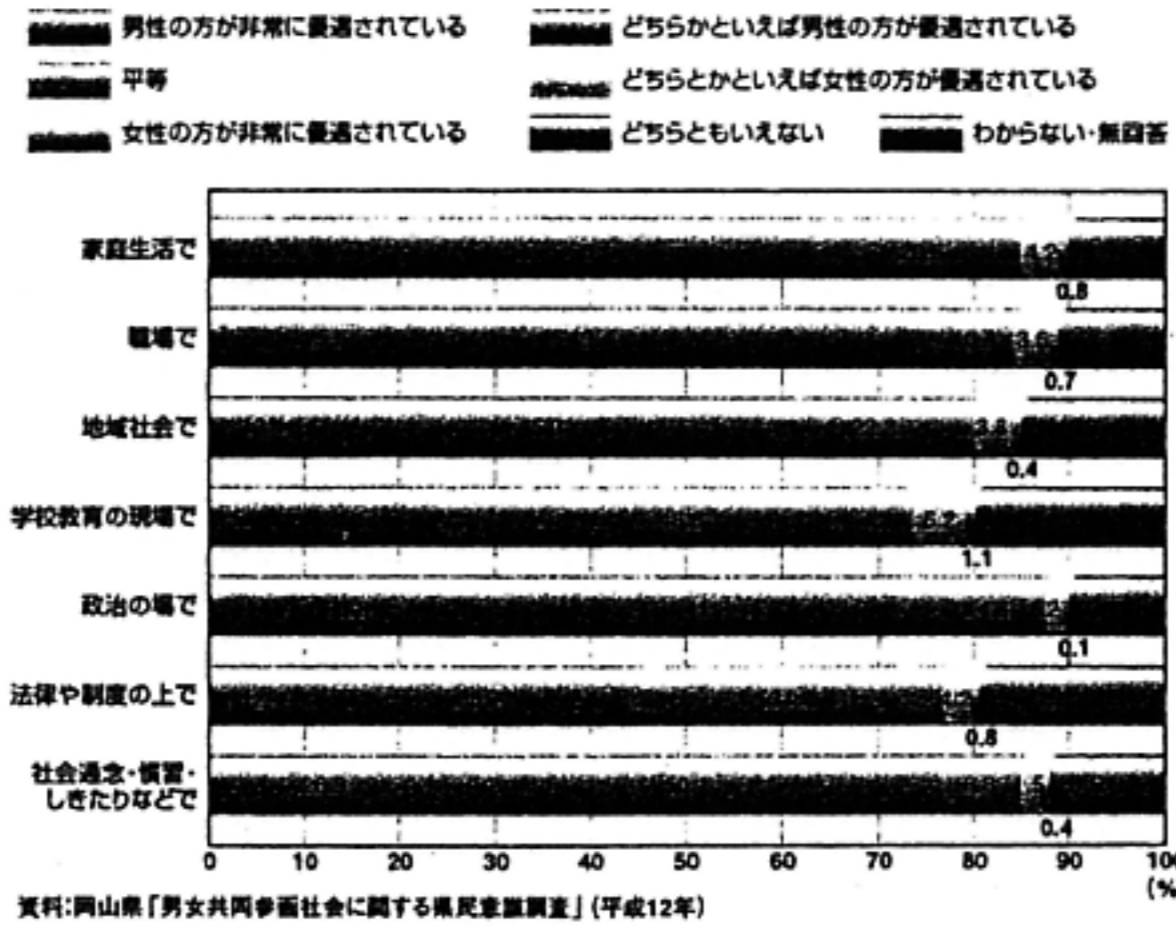
男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

- 岡山情報ハイウェイ等を活用した情報提供、啓発・学習、相談、調査・研究等の機能の強化充実
- 県民参加による事業の一層の推進
- 市町村や国、各都道府県、関係団体等との総合的なネットワークの整備

学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進

- 学校教育における男女平等教育の推進
- 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
- 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

男女の地位の平等感(岡山県)



資料:岡山県「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(平成12年)

基本2 目標

あらゆる分野への男女共同参画の推進

女性は政治・経済等の分野で、男性は家庭生活や地域活動の分野でそれぞれ参画が十分ではない状況にあります。行政はもとより、関係機関、団体、企業等へも働きかけて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性自身のエンパワーメントの支援を行うとともに、地域活動や国際交流などあらゆる分野に男女が共に参画しやすい環境づくりを促進します。

重点目標

政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 審議会等の委員への女性の参画促進*
- 管理職等への女性の参画促進
- 社会的気運の醸成
- 政策・方針決定過程への参画に関する調査・研究の実施
- 女性の人材養成と情報の提供

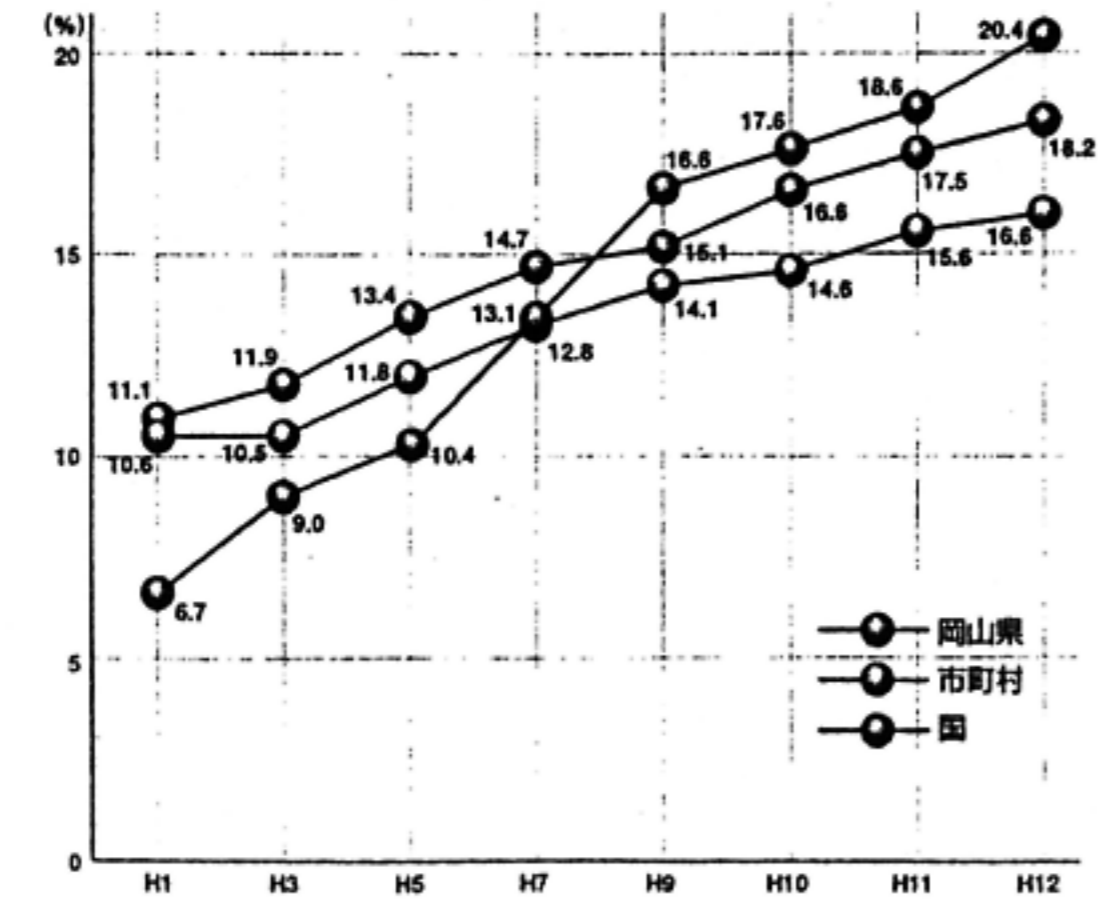
家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

- 家庭生活における男女共同参画の促進
- 地域社会における男女共同参画の促進

国際交流・国際協力の推進

- 国際規範・基準の浸透
- 国際交流活動等の推進

審議会等への女性委員の登用状況



(調査時点) 国:3/31、県:4/1、市町村:6/1 資料:総務府「男女共同参画白書」、岡山県男女共同参画課調べ

*岡山県では、審議会等への女性委員の登用率を平成17年度末までに25%、さらに平成22年度までに30%以上とすることを目標としています。

基本3 目標

男女の人権が尊重される社会の構築

男女共同参画社会の実現のためには、個人が尊重され、男女の差別が解消され、一人ひとりの男女の人権が尊重されることが何よりも重要です。このため県民の理解と認識を深めるための啓発活動を進め、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりの推進、メディアへの働きかけを行うとともに、女性のライフサイクルに合わせた心から健康づくりを支援していきます。

重点目標

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進
- 被害者への相談・支援・救済体制の充実
- セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

メディアにおける女性の人権の尊重

- 女性の人権を尊重した表現のためのメディアの取組みの支援
- 行政の作成する広報・刊行物等における性ととらわれない表現の促進
- インターネット等高度情報化社会における新たな課題への対応

生涯を通じた女性の健康支援

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の浸透
- 生涯を通じた女性の健康支援

ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)等に関する相談件数の推移(岡山県)

相談機関	年度		
	H7~10の累計	H11年度	H12.4~12月末
女性相談所 地方室興局	81	43	61
男女共同参画推進センター (ウイズセンター)		49	62
警察本部 警察署		32	86
計	81	124	209

資料:県子育て支援課、男女共同参画課、警察本部調べ

基本4 目標

多様な働き方を可能にする就業環境の整備

女性の職場進出の進む中で、女性が働きやすい環境づくりのための職場の男女均等確保、仕事と家庭の両立支援、多様な就業ニーズへの支援が求められています。このため、男女の対等な参画を促進する職場環境づくりや仕事と家庭の両立支援を推進するとともに、多様な働き方を可能にするため、職域の拡大や女性自身の職業意識の啓発と技術の習得機会の確保を図っていきます。

重点目標

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

- 職業生活と家庭・地域生活の両立支援
- 労働時間の短縮等就業条件の整備
- 再就職希望者に対する援助の充実
- 多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実
- 介護支援対策の充実
- ひとり親家庭等の生活安定と自立支援

女性の職業能力開発と能力発揮への支援

- 職業能力開発と能力発揮の支援
- 職業意識の育成
- 起業を志す女性への支援

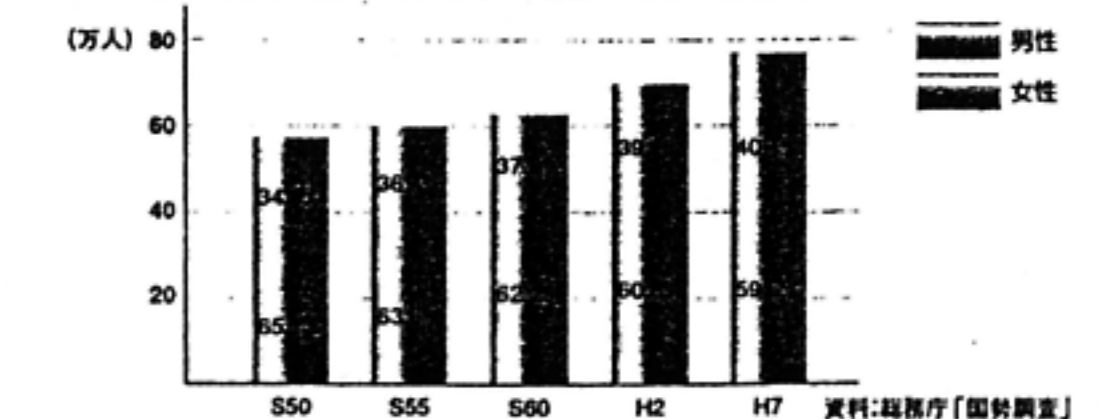
農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の確立

- 農林水産業及び自営の商工業者における男女共同参画の推進

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- 働く女性の妊娠・出産にかかわる保護
- 多様な働き方を可能にする就業条件の整備
- 雇用の分野における実態調査の実施

雇用者総数に占める男女の割合の状況(岡山県)



資料:総務府「国勢調査」

岡山県男女共同参画の促進に関する条例

①【男女共同参画を促進するための7つの基本理念】 (第3条)

男女の人権の尊重

男女が性別による差別的取扱い(間接的差別を含む)を受けないこと、性別に基因した暴力が根絶されることなど、男女の人権を尊重しましょう。

社会における制度や慣行についての配慮

男女が性別にとらわれず、様々な活動に共に参画できるように、社会制度や慣行について配慮しましょう。

政策や方針の立案及び決定への共同参画

男女が様々な分野において、共同して企画立案の段階から参画する機会が確保されるようにしましょう。

家庭生活と社会生活への対等な参画

男女が、家庭生活における活動及び社会生活における活動に對等に参画することができるようにしましょう。

性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が互いの性を理解し合い、性と生殖に関する健康と権利を尊重しましょう。

活力あふれる地域文化を育む社会の創造

男女が対等な立場で個人としての能力を発揮することにより、活力あふれる地域文化を創造する社会づくりを推進しましょう。

国際的な交流と協力

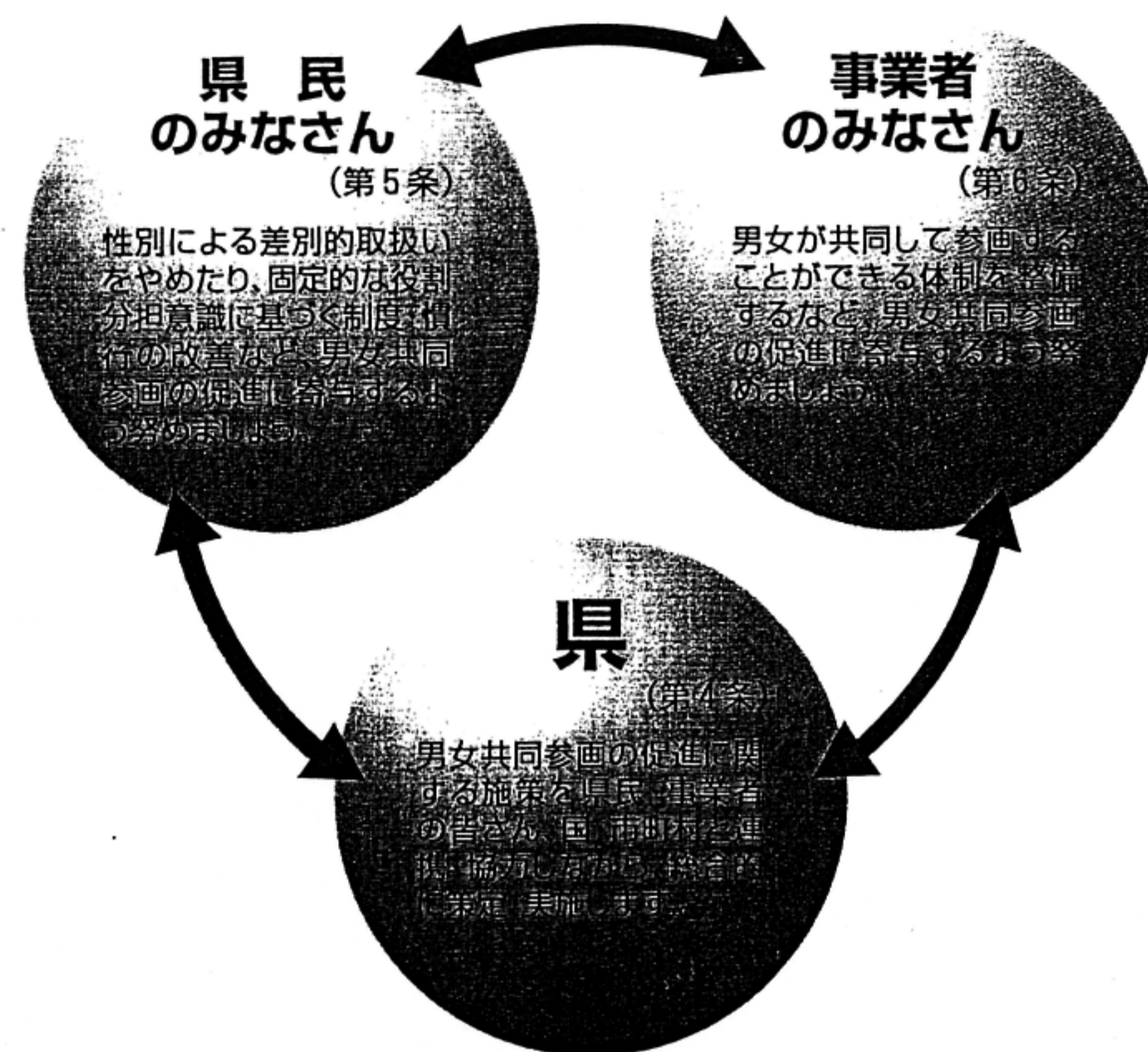
国際社会の一員として、国際的な交流と協力の下に男女共同参画の促進を行いましょう。

③【県の主な取組等について】

- 男女共同参画の促進に必要な体制の整備等を行います。(第7条)
- 県民、事業者、市町村が行う積極的改善措置に必要な協力を行います。(第8条)
- 男女共同参画の促進のために行った事業などについて、報告書を作成します。(第9条)
- 施策の基本的な方向を定める基本計画を策定するとともに、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定等に当たっては、男女共同参画の促進に配慮します。(第10条、第12条)
- 県は市町村と協力して男女共同参画を促進します。(第11条)
- 男女共同参画を促進するための施策の策定や実施に必要な調査・研究を行います。(第13条)
- 男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、普及啓発等や教育の推進に努めます。(第14条、第15条)

- 県民・事業者の皆さんの男女共同参画の促進に関する活動の支援に必要な措置を講ずるよう努めます。(第16条)
- 男女共同参画の促進のために行う県の施策等に関する苦情の適切な処理のため、必要な措置を講ずるよう努めます。(第17条)
- 男女共同参画の促進を妨げる行為等に関する相談に適切に対応するよう努めます。(第18条)
- 雇用の分野における男女共同参画の状況について報告を求め、その状況把握を行うとともに、積極的に男女共同参画の促進に取り組む事業者等については表彰します。(第19条、第20条)
- 11月を男女共同参画推進月間と定めます。(第21条)
- 男女共同参画を阻害する行為(家庭内等における暴力、セクシュアル・ハラスメント)を禁止するとともに、その被害者については相談に応じるなど必要な支援・

②【県、県民・事業者の皆さんの主な責務】



- 保護に努めます。(第22条、第23条)
- 何人も、男女共同参画を阻害する内容を含む規約等を定めたり、契約を締結しないようにしましょう。(第22条第2項)

「男女共同参画」とは?

条例では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。」と定義しています。(第2条第1号)

「積極的改善措置」とは?

条例では、「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義しており、例えば、審議会の女性委員の登用を計画的に進めていくことなどが、これに当たります。(第2条第2号)

④【岡山県男女共同参画審議会】

男女共同参画に関する重要事項についての調査・審議、県が実施する男女共同参画の促進に関する施策または男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行います。(第24条)

基本計画の策定(第10条第4項)、苦情のうち特に必要があると認めるもの(第17条第2項)に対して意見を述べます。

審議会の委員は、男女双方の意見を反映するため、一方の性が4割未満とならないように選任します。

